

令和8年度石川県地域医療支援医師修学資金 募集要項

石川県では、将来、県内の医師の不足する地域の自治体立病院において、小児科、産科、麻酔科、外科、救急科又は総合診療科の医師として勤務する意欲のある大学生や大学院生に対して、修学に要する資金を貸与します。

貸与を受けた後、所定の要件を満たせば、修学資金の返還を免除します。

1 対象者

小児科・産科・麻酔科・外科・救急科・総合診療科を目指す

○医学生5・6年生 または ○臨床研修を修了した大学院生

(※)小児科は小児外科を、産科は産婦人科を、外科は脳神経外科を含みます。

(※)金沢大学特別枠と自治医科大学の学生は対象外となります。

2 貸与人数 6名

3 貸与額 年額 2,400,000 円

4 貸与期間 最長2年間

5 申請手続

(1) 申請書類

修学資金貸与申請書(別記様式第1号)に、次の書類を添えて提出してください。

- ア 戸籍抄本若しくは謄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書
- イ 学長又は学部長(研究科の長)が作成する推薦調書(別記様式第2号)
- ウ 在学証明書
- エ 医師免許証の写し(大学院生のみ)

(※)申請には、2人の連帯保証人(独立の生計を営む成人)を立てる必要があります。

(2) 申請期間

令和8年5月1日(金)～6月30日(火)(必着)

郵送(簡易書留)又は持参(土日・祝日を除く。8:30から17:45までの受付)により提出してください。
申請期間中に貸与者6名が決定した時点で終了することもありますのでご了承ください。

(3) 提出先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県健康福祉部地域医療政策課 医療人材グループ 宛

(4) 貸与決定

書類審査(必要に応じて面接審査等)のうえ、文書により申請者に通知し、その後、貸与契約を締結し、修学資金を貸与します。

(※)金沢大学の大学生・大学院生が被貸与者となった場合、その旨を金沢大学に共有させていただきますので、予めご了承ください。

6 修学資金の返還の債務が免除となる場合

(1) 全額免除となる場合

修学資金の貸与を受けた方が、次のいずれかに該当したときは、返還の債務が全額免除となります。

ア 臨床研修修了後(大学院生は、大学院の課程修了後)、原則6年以内に、貸与を受けた期間と同期間、知事が指定する自治体立病院で、小児科、産科、麻酔科、外科、救急科又は総合診療科の診療の業務に常時従事したとき

(※)総合診療科は、県内基幹施設の総合診療専門研修プログラムへの申込が必要となります。

イ 業務上の理由による死亡又は業務に起因する心身の故障により業務に従事できなくなったとき

【知事が指定する自治体立病院】

加賀市医療センター、小松市民病院、能美市立病院、公立羽咋病院、町立宝達志水病院、町立富来病院、公立能登総合病院、市立輪島病院、公立穴水総合病院、公立宇出津総合病院、珠洲市総合病院、石川県立中央病院(産科・救急科に限る)

(※)ただし、救急科は石川県立中央病院に、総合診療科は市立輪島病院、公立穴水総合病院、公立宇出津総合病院、珠洲市総合病院に限る

(※)上記の免除を受けようとする方は、免除申請書(別記様式第4号)により申請が必要となります。

(2) 全額又は一部が免除となる場合があるとき

修学資金の貸与を受けた方に災害、疾病その他やむを得ない理由が生じたと認められるときは、返還の債務の全部又は一部を免除することがあります。

7 修学資金を返還しなければならない場合

次に該当したときは、貸与を受けた修学資金の額に利息(年 10%)を加えた額を、一括して返還しなければなりません。

(※)正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 15%の割合で計算した遅延利息金を支払わなければなりません。

(1) 修学資金の貸与を受けている方

ア 大学(大学院)を退学したとき

イ 心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認められるとき

ウ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき

エ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき

オ 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

(2) 修学資金の貸与を受けた方

ア 修学資金の返還の債務の全額免除となる場合に該当する見込みがなくなると認められるとき

イ 死亡したとき

ウ 大学卒業後、2年以内に医師免許を取得しなかったとき(大学生のみ)

エ 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

8 修学資金の返還の債務の履行が猶予される場合

修学資金の貸与を受けた方が、災害、疾病その他やむを得ない理由により、修学資金の返還の債務の履行が困難であると認められるときは、返還の債務の履行の猶予を受けることができます。

(※)上記の猶予を受けようとする方は、猶予申請書(別記様式第5号)により申請が必要となります。

9 その他(貸与決定後に必要となる書類)

(1) 届出書の提出

次に該当したときは、届出書(別記様式第6号)を知事に提出しなければなりません。

- ① 修学資金の貸与を受けている方
 - ア 氏名又は住所を変更したとき
 - イ 退学したとき
 - ウ 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき
 - エ 休学し、又は停学の処分を受けたとき
 - オ 復学したとき
 - カ 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき
 - キ 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡し、若しくは保証人に破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき
- ② 修学資金の貸与を受けた方で、修学資金の返還の債務が消滅していない方
 - ク 上記①のア～オ及びキに該当するとき
 - ケ 大学(大学院)を卒業(修了)したとき
 - コ 医師免許を取得したとき(大学生のみ)
 - サ 臨床研修を開始し、中止し、若しくは修了し、又は休止し、若しくは再開したとき(大学生のみ)
 - シ 知事が指定する自治体立病院における医師として小児科、産科、麻酔科、外科、救急科又は総合診療科の診療の業務に従事したとき、又は従事しなくなったとき
 - ス 上記②のク～シの他、毎年4月1日現在の就学・就業の状況を現況届(別記様式第7号)により、4月15日までに知事に提出しなければなりません。
- ③ 保証人は、修学資金の貸与の決定を受けた方が死亡したときは、速やかに死亡届(別記様式第8号)を知事に提出しなければなりません。

(2) 借用証書の提出

修学資金の貸与を受けた方は、最後の交付を受けた日から7日以内に、借用証書(別記様式第3号)を知事に提出しなければなりません。

(※)貸与契約を解除されたときは、解除の日までに交付を受けた修学資金について、解除の日から7日以内に提出しなければなりません。

大 学 生 修学資金貸与申請書 大学院生

年 月 日

石川県知事 様

申請者
住 所
氏 名

大学生（大学院生）修学資金の貸与を受けたいので、石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例第2条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、修学資金の貸与を受けることとなったときは、同条例及び石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例施行規則の規定を遵守するとともに、所定の期間、同条例第2条第1項に規定する指定医療機関において特定業務に従事することを誓います。

申 請 者	ふりがな氏名		大学又は大学院の名称	大学(大学院)科(専攻)		
	生年月日及び年齢	年 月 日 (満 歳)		所属する学年 第 学年		
	医籍登録番号及び登録年月日(※)	(号) 年 月 日登録	臨床研修を受けた期間(※)	年 月 日から 年 月 日まで		
	現住所及び電話番号	〒 () -				
	帰省先の住所及び電話番号	〒 () -				
	希望する診療科目	1 小児科（小児外科を含む。） 2 産科（産婦人科を含む。） 3 麻酔科 4 外科（脳神経外科を含む。） 5 救急科 6 総合診療科				
	希望する貸与の期間	年 月 日から 年 月 日まで	左の期間に係る貸与の申請額	円		
	支払方法	1 毎月（月額 円） 2 その他（ ）				
保 証 人	ふりがな氏名					
	生年月日	年 月 日		年 月 日		
	申請者との関係					
	住 所	〒 () -		〒 () -		
	職 業					
	勤務先	所在地				
		名称				
		職名				
年 収 (税 込 額)	円			円		
参 考 事 項						

生計を一にする親族の状況	氏名	申請者との続柄	年齢	勤務先	同居又は別居の別	備考
申請の理由及び将来の目標						

備考

- 1 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 申請者の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書
 - (2) 大学生である申請者にあつては在学する大学の学長又は学部長が、大学院生である申請者にあつては在学する大学院の学長又は研究科の長が作成した推薦調書(別記様式第2号)
 - (3) 申請者が在学する大学又は大学院の発行する在学証明書
 - (4) 医師免許証の写し(大学院生修学資金の貸与を申請する者に限る。)
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 (※) 欄は大学院生修学資金の貸与を申請する者のみ記載してください。
- 3 「申請の理由及び将来の目標」欄はおおむね800字で記載してください。

推 薦 調 書			
大学(大学院)の名称		推薦順位	
(ふ り が な) 氏 名		入 学 年 月 卒 業 (修 了) 予 定 年 月	年 月 年 月
生 年 月 日	年 月 日生(満 歳)	所属する学年	第 学年
学業に関する状況			
健康に関する状況			
その他意見(申請者の評価その他推薦の理由)			
<p>上記の者は、大学生(大学院生)修学資金の貸与を受ける者として適当と認められますので、推薦をします。</p> <p>石川県知事 様</p> <p>年 月 日</p> <p>大学(大学院)の学長又は学部長(研究科の長)</p>			

備考

- 1 2人以上の者を推薦する場合は、「推薦順位」欄にその順位を記載してください。
- 2 「その他意見」欄の記載は、任意です。
- 3 この推薦調書は、修学資金の貸与に係る審査の参考とさせていただきますので、ご了承ください。